

神川町公共施設自動販売機設置事業者募集要項

神川町では、公共施設に自動販売機を設置する事業者を募集します。

応募される方は、本募集要項、仕様書及び神川町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成30年神川町告示第81号。以下「要綱」という。）をよく読み、内容を熟知したうえで参加してください。

1 目的

町有財産の有効活用を図り、町の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) ①物件番号1～6
埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は、神川町内で営業している個人。
②物件番号7～8
神川町内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は、神川町内で営業している個人。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 町県民税（法人の場合は、法人町民税・法人県民税・法人事業税）を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。

3 募集に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための町有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積 別添仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 貸付条件等 別添仕様書のとおり

4 応募の手続

(1) 応募書類の提出期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月18日（火）まで
午前9時から午後5時まで（最終日は、午前10時まで）

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒367-0292
埼玉県児玉郡神川町植竹909番地
神川町 総合政策課 財政管理担当
TEL 0495-77-0701
FAX 0495-77-3915

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	賃貸借料提案書（様式第3号）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—
⑤	町内：町民税に滞納がないことの証明書 町外：埼玉県民税納税証明書	○	○
⑥	設置する自動販売機のカatalog	○	○
⑦	法令等の規定により許認可等が必要な場合はそれを証する書類の写し	○	○
⑧	委任状（様式第4号）	△	△
⑨	身分証明書	—	○
⑩	選定立会申出書（様式第5号）	△	△
⑪	選定立会委任状（様式第6号）	△	△

※○は必須 △は該当する場合

※④、⑤については、コピー可とします。

※提出書類は、複数の物件を申し込む場合は1部で構いません。

※提出書類は、返却しません。

※賃貸借料提案書（様式第3号）は、封筒に入れ、必ず封印をし、提出してください。

※⑧については、神川町への公募申請、契約、代金の支払等の権限の一切を支店又は営業所等に委任する場合に提出してください。

※⑪については、選定日当日に提出してください。

(4) 提出方法 持参又は郵送

封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず提出場所宛に送付すること。（ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

郵送の場合は、令和7年2月18日（火）午前9時までの到着分を有効とします。

5 質疑応答等について

(1) 質問の受付及び回答は、次のとおりです。

ア 受付 令和7年2月 7日(金)午後5時まで(持参又はFAX)

イ 回答 令和7年2月12日(水)午後5時まで(神川町ホームページ)

6 設置事業者の選定方法

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 賃貸借料提案書を公開で開封し、応募物件に対し、神川町が設定する最低貸付料以上の額で、かつ最高価格の提案を行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の提案者が2者以上ある場合は、くじ引抽選により選定します。

(3) 設置事業者の選定日等

① 日時 令和7年2月18日(火)午前10時から

② 場所 神川町役場2階第1会議室

③ 注意事項 選定の立会い希望がある場合は必ず選定立会申出書(様式5号)を提出してください。

(4) 物件番号3～5は、異なる設置予定事業者となるよう選定する。初めに物件番号3について最高価格の提案を行った者を設置予定事業者として決定し、次に物件番号4は、物件番号3で決定した設置予定者を除き、最高価格の提案を行った者を設置予定事業者とし、最後に物件番号5は、物件番号3、4で決定した設置予定者を除き最高価格の提案を行った者を設置予定事業者とする。

ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない場合は、この選定方法を採用しないものとする。

7 賃貸借料提案書に記載する金額

賃貸借料提案書に記載する金額は、賃貸借料の年額を税抜にて記入してください。契約の際には、記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を契約額とします。

※契約締結後、消費税等の税率が変更されたときは、消費税等に相当する額は、その税率を適用した額とします。

8 設置予定事業者の決定予定時期 令和7年2月21日(金)

9 選定結果の通知

令和7年2月26日(水)までに、選定された者に対して通知します。

なお、審査結果に対して、異議の申立ては受け付けません。

1 0 設置予定事業者の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について神川町ホームページに掲載します。

- ・ 公募参加者数
- ・ 各設置事業者名
- ・ 各設置事業者の提案価格

1 1 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ア 不正行為による応募
- イ 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
- ウ 賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書換え、引換え又は撤回をすることができません。ただし、町から補正を求められた場合は、この限りではありません。
- イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期限を延期し、又は取り止めることがあります。

1 2 契約の締結

設置予定事業者は、令和7年3月5日（水）までに、町有財産賃貸契約書を締結してください。また、要綱第11条第3項に基づき「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」により協定の締結をお願いします。

1 3 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

なお、設置事業者の決定を取り消したときは、提案賃貸借料の高い順に随意契約交渉を行うこととします。

- (1) 上記12に示す期日までに、契約書及び協定書が提出されなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 本募集要項及び仕様書等を、当該募集手続以外の目的で使用したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) その他町管理者が契約の相手として、適当でないと認めたとき。